

経済産業省令第六十号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

経済産業大臣 大畠 章宏

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十六条」を「第十七条」に改め、第六条中「第十六条」を「第十七条」に改め、第十条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、第二十二条第一号中「第一号、第五号及び第六号」を「第三号、第五号、第六号及び第十号」に改め、同条第二号中「第二号から第四号まで」を「第一号、第二号、第四号」に改め、第二十三条第三号の次に次の一号

を加える。

#### 四 ライター

様式第十四の欄に「用紙の大きさは日本工業規格B8とすること。」や「用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。」が認められる。

別表第一「乳幼児用ベットの頂から5・携帯用レーザー印字装置の頂を次のように認められる。

1・家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1(1) 本体とふたの着脱は円滑であること。 (2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力(以下「内圧」という。)が5・0キロパスカル以上にならない構造を有すること。 2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5・0キロパスカル未満になった後でなければ、ふたを開けることができないう構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。
------------------	---

---

(1) 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5・0キロパスカルするとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取っ手の先端部に107・9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。

(2) 本体とふたとのはめ合わせ方式が落としふた方式のもの、重ねふた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5・0キロパスカルするとき、107・9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。

3 (1) 取っ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。

(2) 片手式のものには補助取っ手がついていること。

4 すわりは、良好であること。

---

- 
- 5 手などを傷つけるおそれのあるバリ及びまくれがないこと。
  - 6 (1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。
    - (2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。
    - (3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。
  - 7 (1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。
    - (2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧（以下「使用最高圧力」という。）は147・1キロパスカル以下であること。
  - 8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。
  - 9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去った後、
-

	<p>圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</p> <p>11(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>2・乗車用ヘルメット</p>	<p>1(1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影</p>

---

響を与えないものであること。

(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。

2(1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。

なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 0 7 ) 乗車用ヘルメット 3 ・ 1 3 に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。

(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 0 7 ) 乗車用ヘルメット 6 ・ 2 b ) に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量 0 ・ 1 2 5 リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原

---

---

付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本工業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 0 7 ) 乗車用ヘルメット 6 ・ 2 a ) に適合すること。

( 3 ) 帽体の表面に固定されたスナツツその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

3 ( 1 ) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。

( 2 ) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

( 3 ) 左右の視界が 1 0 5 度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。

( 4 ) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及び

---

---

あごガードを備えてもよい。

なお、保持装置にはチンカツプを取り付けはならない。

- (5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。
  - 4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。
  - 5 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては4ミリセコンド以下）であること。
  - 6 耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。
  - 7 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。
-

	<p>8 保持性（ローloff）試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9（1） 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>（2） 総排気量0・125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>（3） 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>3・乳幼児用ベッド</p>	<p>1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p>

- 
- 2 (1) 各部分は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。
    - (2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものと。
  - 3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。
  - 4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。
  - 5 キヤスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。
  - 6 アクセサリーは、147・1ニュートンの力で引つ張ったとき、異状が生じないよう取り付けられていること。
  - 7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。
-

- 
- 8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。
- 9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。
- 10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 11 乳幼児の衣服のひも等が引っかけりにくい構造を有すること。
- 12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294・2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 組子の中央部を147・1ニュートンの力で引つ張ったとき、組子がはがれる等の異状が生じないこと。
- 15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196・1ニュートンの力で引つ張ったとき、各部に異状が生じないこと。
-

- 
- 16 床板前縁の中央部に588・4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196・1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。
- 18 妻枠の上さん中央部の外側面に294・2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。
- 19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又
-

	<p>は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>4・登山用ロープ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</li> <li>2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845・3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768・3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</li> <li>3 せん断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980・7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471・0ニュートン以上であること。</li> </ol>

	<p>4 ( 1 ) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>( 2 ) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1 / 2 の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>( 3 ) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>5 ・携帯用レーザー 応用装置</p>	<p>1 ( 1 ) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。）にあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 ( 2 0 0 5 ) レーザ製品の安全基準 3 ・ 1 7 クラス1レーザー製品又は</p>

---

3・19クラス2レーザー製品であること。

全長が8センチメートル以上であること。

レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。  
と。

(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3・17クラス1レーザー製品(その放出持続時間が8・4e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。

2 出力安定化回路を有すること。

3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかでないもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこ

---

---

と。

(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。

レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2005）レーザー製品の安全基準8・3クラス分けに対する責任に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。

使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。

---

---

4 ( 1 ) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

( 2 ) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては、の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては、及びの注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有

---

	<p>するもの（日本工業規格C6802（2005）レーザー製品の安全基準3・17クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8・4e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては、の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>レーザー光を人に向けない旨</p> <p>子供に使わせない旨</p>
--	--

同表6・浴槽用温水循環器の項の技術上の基準欄3（中）「示されていること」を「表示されていること」に改め、同欄3（2）中「注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること」を「注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること」に改め、同表7・石油給湯機の項の技術上の基準欄8（1）及び2）を次のように改める。

8（1） 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事

業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届出た登録商標をもつて代えることができる。

- (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

同表8・石油ふるがまの項の技術上の基準欄6(1)及び(2)を次のように改める。

- 6(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届出た登録商標をもつて代えることができる。

- (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

同表9・石油ストーブの項の技術上の基準欄12(1)を次のように改める。

- 12(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届

け出た登録商標をもつて代えることができる。

同欄12(3)を次のように改める。

- (3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

同表に次のように加える。

10・ライター	<ol style="list-style-type: none"><li>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</li><li>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</li><li>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</li><li>4 燃料がガスのものにあつては、燃烧を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</li></ol>
---------	---

- 
- 5 火災の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。
  - 6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。
  - 7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。
  - 8 燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
  - 9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。
    - 1 0 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
    - 1 1 耐熱性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
    - 1 2 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
    - 1 3 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
    - 1 4 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
-

	<p>15 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
--	---

別表第二一・乳幼児用ベッドの項から5・携帯用レーザー応用装置の項を次のように改める。

1. 家庭用の圧		種類
力なべ及び圧		(1) なべ (2) かま
力がま		(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
ふたの材質		(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
取っ手の材質		(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
容量		(1) 4リットル未満のもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 4リットル以上7リットル未満のもの</li> <li>(3) 7リットル以上のもの</li> </ul>
最高使用圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 0.09メガパスカル未満のもの</li> <li>(2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの</li> <li>(3) 0.11メガパスカル以上のもの</li> </ul>
はめ合わせ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スライド方式のもの</li> <li>(2) 重ねばた方式のもの</li> <li>(3) 落としばた方式のもの</li> <li>(4) その他のもの</li> </ul>
式	
取っ手の形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 片手式のもの</li> <li>(2) 両手式のもの</li> <li>(3) その他のもの</li> </ul>
取っ手の取付	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リベットにより取っ手が接合されているもの</li> </ul>

<p>け方式</p>	<p>(2) ボルトにより取っ手が接合されているもの  (3) 溶接により取っ手が接合されているもの  (4) 取っ手が本体と一体になったもの  (5) 取っ手が着脱可能なもの  (6) その他のもの</p>
<p>圧力調整装置 の機構</p>	<p>(1) おもり式のもの  (2) スプリング式のもの  (3) その他のもの</p>
<p>安全装置の機 構</p>	<p>(1) スプリング式のもの  (2) ゴムブツシユ式のもの  (3) チツプ式のもの  (4) 温度ヒューズ式のもの  (5) その他のもの</p>

メット	2. 乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの (2) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークォーターズ形のもの (3) オープンフェイス形のもの (4) フルフェイス形のもの	
	帽体の材質	(1) 強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネイト製のもの (4) その他のもの	
	衝撃吸収ライナーの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの	

	保持装置の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 天然繊維を主たる成分とするもの</li> <li>(2) 合成繊維を主たる成分とするもの</li> <li>(3) その他のもの</li> </ul>
	サイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内装クツシヨンの内周長が570ミリメートル未満のもの</li> <li>(2) 内装クツシヨンの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの</li> <li>(3) 内装クツシヨンの内周長が620ミリメートル以上のもの</li> </ul>
3. 乳幼児用ベ ッド	種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ベッド専用のもの</li> <li>(2) サークル兼用のもの</li> <li>(3) その他のもの</li> </ul>
	本体の材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木製のもの</li> <li>(2) 金属製のもの</li> <li>(3) その他のもの</li> </ul>

<p>枠の構造</p>	<p>(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの</p>
<p>床板の材質</p>	<p>(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの</p>
<p>床板の取付け 方式</p>	<p>(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの</p>
<p>前枠の開閉機 構</p>	<p>(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの</p>

	キヤスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの
4. 登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの
		(2) よりのもの
		(3) その他のもの
	材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの

- 
- 
- 
- (5) 1 2 打ちのもの
  - (6) 1 4 打ちのもの
  - (7) 1 6 打ちのもの
  - (8) 1 8 打ちのもの
  - (9) 2 0 打ちのもの
  - (10) 2 2 打ちのもの
  - (11) 2 4 打ちのもの
  - (12) 2 6 打ちのもの
  - (13) 2 8 打ちのもの
  - (14) 3 0 打ちのもの
  - (15) 3 2 打ちのもの
  - (16) 3 4 打ちのもの
  - (17) 3 6 打ちのもの
-

	(18) 38打ちのもの (19) 40打ち以上のもの
呼び径	(1) 8.25≒リメートル未満のもの (2) 8.25≒リメートル以上8.75≒リメートル未満のもの (3) 8.75≒リメートル以上9.25≒リメートル未満のもの (4) 9.25≒リメートル以上9.75≒リメートル未満のもの (5) 9.75≒リメートル以上10.25≒リメートル未満のもの (6) 10.25≒リメートル以上10.75≒リメートル未満のもの の (7) 10.75≒リメートル以上11.25≒リメートル未満のもの の (8) 11.25≒リメートル以上11.75≒リメートル未満のもの の

		(9) 11.75ミリメートル以上のもの
5. 携帯用レーザー応用装置	種類	(1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの (2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの (3) その他のもの
	形状	(1) 外形上玩具として使用されることが明らかでないもの (2) その他のもの
	全長	(1) 8センチメートル未満のもの (2) 8センチメートル以上のもの
	レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能	(1) あるもの (2) ないもの

	放出状態維持機能	(1) あるもの (2) ないもの
	レーザー光の種類	(1) 持続波のもの (2) パルスなもの
	レーザー光の色	(1) 赤色のもの (2) その他のもの
	表示する文字又は図形	(1) フォンターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの (2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの (3) 点のみを表示できるもの (4) その他のもの

同表に次のように加える。

10. ライター	種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
----------	----	---------------------------

燃焼方式	(1) ホストミキシングバーナー式のもの
	(2) プリミキシングバーナー式のもの
点火方式	(1) やすり式のもの
	(2) 圧電素子を備えた直押し式のもの
	(3) 圧電素子を備えたスライド式のもの
	(4) その他のもの
意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充電
ん	

別表第三一・乳幼児用ベッドの項の検査設備の欄側方荷重試験設備の検査設備の基準の欄中「側方荷重試験措置」や「側方荷重試験装置」及び「精度」や「測定精度」に改め、同表に次のように加える。

4. ライター	火炎生成操作	荷重試験装置（測定精度がフルスケールの $\pm 0.2$ パーセント以下で、
	力及び火炎調整操作力測定設備	100ニュートンまで測定できるもの）を備えていること。
	火炎の高さ測定設備	測定台（5ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置）を備えていること。
	恒温設備	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、零下10度 $\pm$ 2度、23度 $\pm$ 2度、40度 $\pm$ 2度及び65度 $\pm$ 2度の温度を維持することが可能なものを備え、40度 $\pm$ 2度及び65度 $\pm$ 2度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えて

		いること。
消火時間測定設備		時間計（測定精度が0.1秒以上のもの）を備えていること。
質量測定設備		質量計（測定精度が0.1ミリグラム以上で、0.2キログラムまで測定することができるもの）を備えていること。
燃料試験設備		ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
落下試験設備		コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル $\pm$ 0.1メートルまで測定することができるもの）を備えていること。
内圧試験設備		加圧試験機（3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであって、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。

別表第五1項から4項を次のように改める。

1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に消えない方法で表示を付すること。
3	乳幼児用ベツツ	ベツツの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に消えない方法で表示を付すること。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に消えない方法で表示を付すること。
同表に次のように加える。		
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に消えない方法で表示を付すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、第二十三条第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の経済産業省関係特定製品の技術基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品(同法第二条三項に規定する「特別特定製品」をいう。)に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。